

新たな海洋立国 第3期海洋基本計画の課題

2016.12.3

日本海洋政策学会第8回年次大会

寺島紘士

日本海洋政策学会副会長

笹川平和財団海洋政策研究所長

海洋は人間社会の生存基盤

- 海上輸送、特に物流、観光、離島
- 漁業、生物資源
- 鉱物資源、特に石油・天然ガス
- 再生可能エネルギー（風力、波力、海潮流、温度差、海藻・海草etc.）
- 空間利用（養殖、航路、CCS、・・・）
- 海洋環境・生態系、...

海洋・沿岸域をめぐる諸問題

- 海洋・沿岸域の汚染、環境悪化
タンカー、油田の事故による大量の油流出
陸域起因の海洋汚染、赤潮・青潮の多発、
大量の漂流・漂着ごみ 等
- 水産資源の減少
環境劣化、生息地の破壊、乱獲・違法漁業(IUU漁業)等
- 海域利用の競合
- 安全・秩序への脅威
密輸・密入国、麻薬、工作船、海賊・海上テロ
津波、高潮、海岸侵食
- 島嶼・管轄海域をめぐる近隣諸国の対立・紛争
- 新たな課題
地球温暖化・海洋酸性化、生物多様性、北極海の氷減少 等

世界の海洋秩序と海洋政策の変化

< 20世紀後半から急速に変化 >

- 海洋の開発利用を可能にする科学技術の発達
- 世界人口の増加、植民地の独立等による国の数の増加
- 資源と環境が有限であるとの認識の浸透



< 地球表面の7割を占める海洋の重要性を再認識 >
海洋・沿岸域の総合的管理と持続可能な開発が重要課題に



地球表面の7割をカバーする国際的な空間である海洋の法秩序の構築及び海洋の総合管理と持続可能な開発に関する政策・行動計画の策定・実施へ

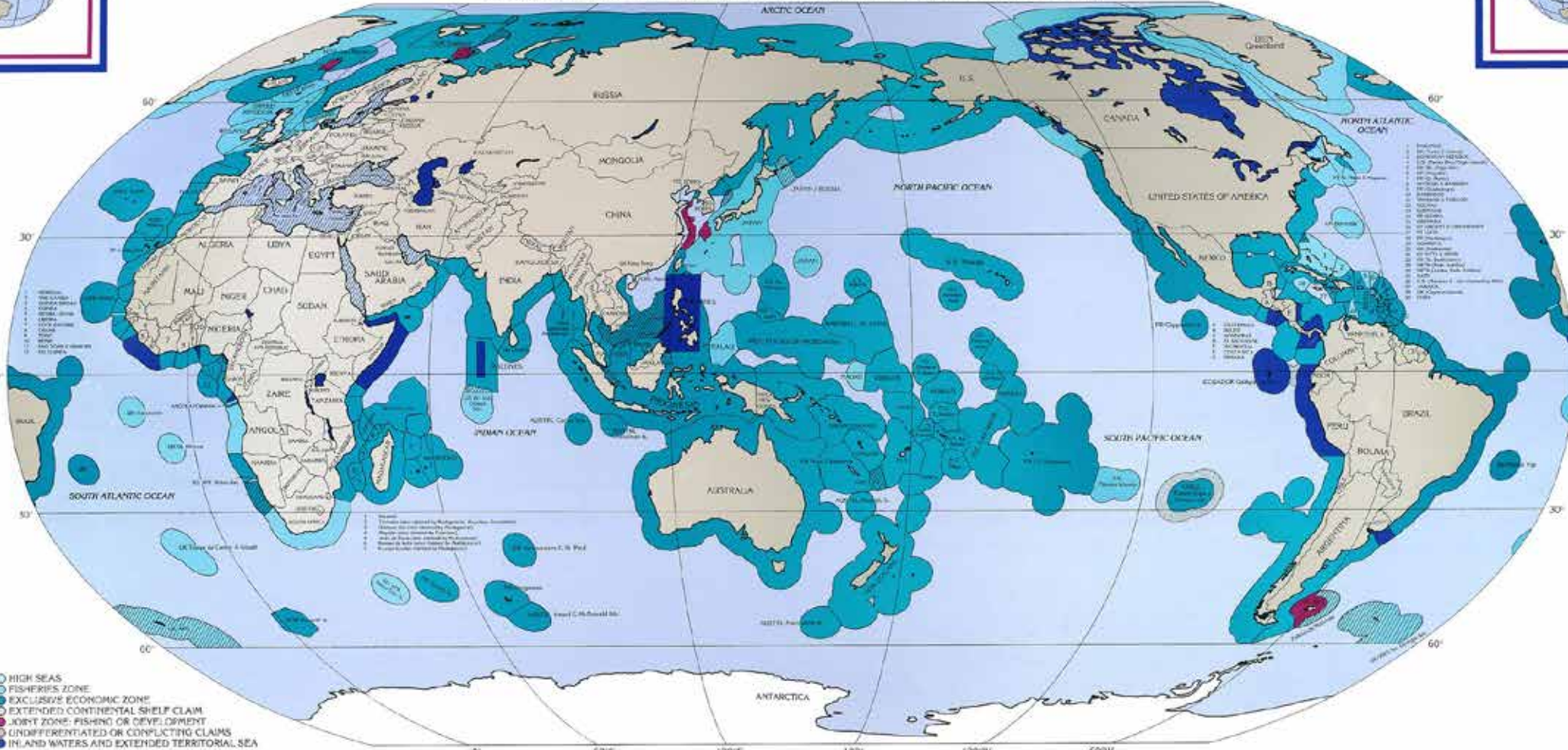
海洋に関する国際社会の海洋ガバナンスの取組み

- ◎海洋に関する包括的な法的枠組・ルール
「**国連海洋法条約**」発効 1994 (1982採択)
海洋に関する人間の活動を律する原則を「**海洋の自由**」→「**海洋の管理**」
領海12海里、群島国、排他的経済水域(200海里)、大陸棚、島の制度、深海底制度、
海洋環境の保護・保全、海洋の科学的調査、海洋技術の発展・移転
- ◎地球サミット、「環境と開発」リオ宣言と「持続可能な開発のための行動計画『アジェンダ21』」
採択 1992
「**アジェンダ21第17章:海洋の総合的管理と持続可能な開発等**」
沿岸域・海洋の総合的管理と持続可能な開発を沿岸国の義務とする。
沿岸国は、地方と全国レベルで、沿岸域・海域とその資源の総合管理と持続可能な開発のための
適切な調整機構(ハイレベルの政策立案機関など)を設置・強化
- ・持続可能な開発世界サミットWSSD 2002 / リオ + 20 2012
- 国連持続可能な開発サミット 2015
『**持続可能な開発のための2030アジェンダ**』 採択
持続可能な開発目標 (SDGs) 17項目

Maritime Claims and Marine Scientific Research Jurisdiction

David A. Ross and Joann Florkow

International Marine Science Cooperation Program • WHOI Sea Grant Program, Woods Hole Oceanographic Institution • Woods Hole, Massachusetts 02543 USA



- HIGH SEAS
- FISHERIES ZONE
- EXCLUSIVE ECONOMIC ZONE
- EXTENDED CONTINENTAL SHELF CLAIM
- KEY ZONE - FISHING OR DEVELOPMENT
- UNDIFFERENTIATED OR CONFLICTING CLAIMS
- INLAND WATERS AND EXTENDED TERRITORIAL SEA

The Map Displays: The map displays the boundaries of maritime claims and marine scientific research jurisdiction. It is based on the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS) and other relevant international law. The map shows the extent of Exclusive Economic Zones (EEZs), Extended Continental Shelves (ECSs), and other maritime claims. It also indicates areas of marine scientific research jurisdiction, including Key Zones for fishing or development and areas of undifferentiated or conflicting claims.

The Data: The data for this map was compiled from a variety of sources, including national declarations, international agreements, and scientific research. The data is presented in a clear and concise manner, allowing for easy comparison and analysis of maritime claims and research jurisdiction across different regions of the world.

Standard Data: The 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS) is the primary source of international law governing maritime claims and research jurisdiction. It provides a framework for the EEZ, ECS, and other maritime claims, and also sets out the rules for marine scientific research.

Map Data: The map data is based on national declarations and international agreements. It includes information on the location, extent, and status of maritime claims and research jurisdiction. The data is presented in a clear and concise manner, allowing for easy comparison and analysis of maritime claims and research jurisdiction across different regions of the world.

Notes: The map is based on the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS) and other relevant international law. It is not intended to represent the views of any particular country or organization. The map is for informational purposes only and should not be used for legal or political purposes.

Disclaimer: The map is based on the best available data and is subject to change. It is not intended to represent the views of any particular country or organization. The map is for informational purposes only and should not be used for legal or political purposes.

大きく動き出した海洋をめぐる国際的取組

- 国連総会が「**国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全と持続可能な利用**に関して国連海洋法条約の下での法的文書作成」を決議(2015.6)

2016.3末から、**海洋遺伝資源、海洋保護区などの海域管理ツール、環境影響評価、人材育成・海洋技術移転**などを議論する**準備委員会**スタート、2018年に**政府間会議**招集

- 国連持続可能な開発サミット2015が「**持続可能な開発のための2030アジェンダ**」採択(2015.9)

17の**持続可能な開発目標(SDGs)**とその実現ための**ターゲット**設定

目標14 持続可能な開発のために**海洋・海洋資源**を保全し、**持続的に**利用する

- 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が画期的な「**パリ協定**」採択(2015.12)、「**パリ協定**」発効(2016.11)

INDC (Intended Nationally Determined Contribution)

COP22):世界気候行動計画 マラケシュ パートナーシップ

海洋行動計画「**Toward a Strategic Action Roadmap on Oceans and Climate: 2016 to 2021**」

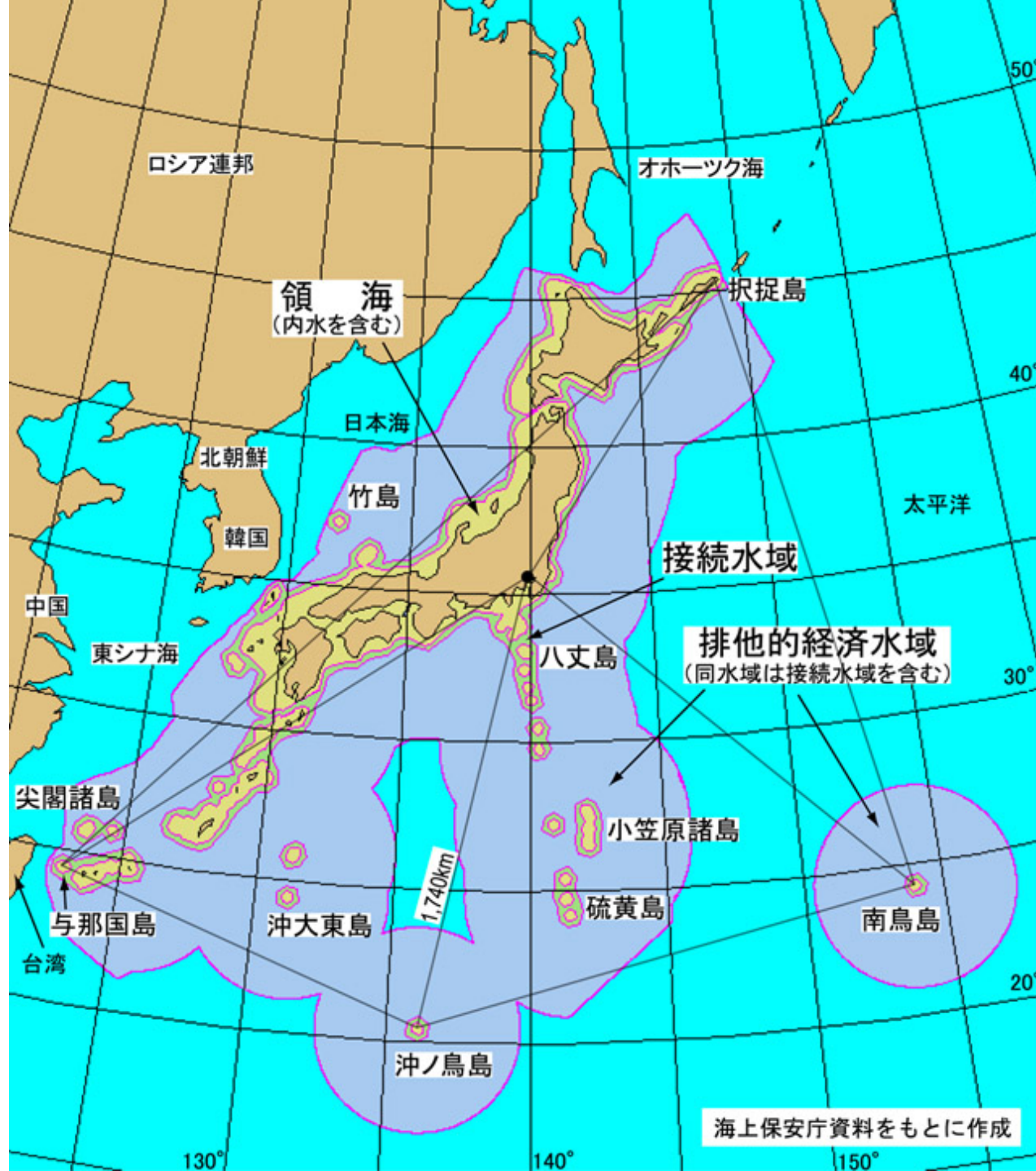
持続可能な開発目標 (SDGs)

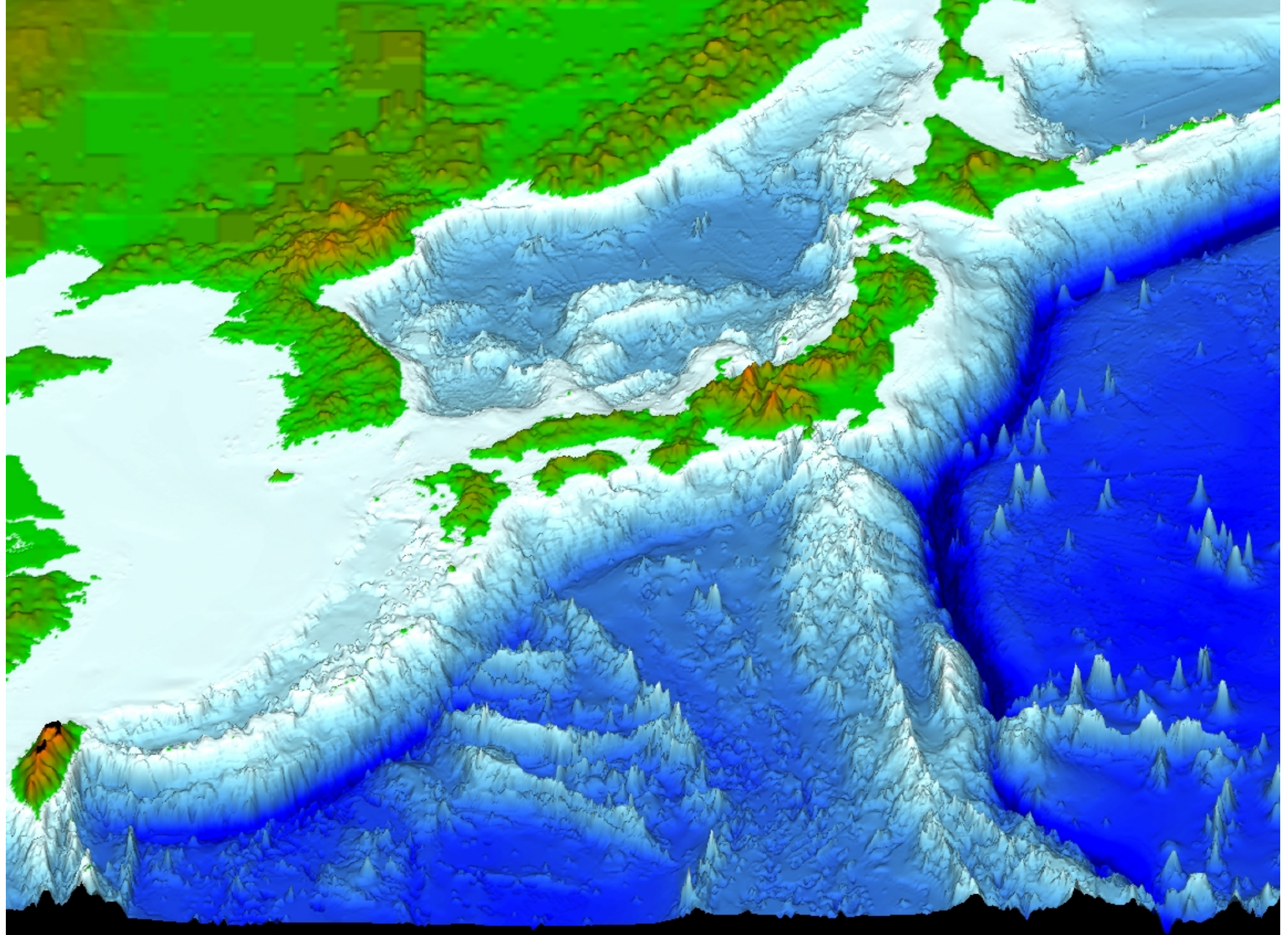
目標14 海洋・海洋資源の保全、持続可能な利用

- 2025年までに、あらゆる海洋汚染の防止、大幅削減
- 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系の回復
- 海洋酸性化の影響の最小限化、対処
- 2020年までに、過剰漁業、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業及び破壊的漁業慣行を終了、科学的な管理計画を実施
- 2020年までに、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全
- 2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金禁止、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業につながる補助金撤廃、同様の新たな補助金の導入抑制
- 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大
- 海洋の健全性の改善と、開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転
- 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源および市場へのアクセスを提供
- 国連海洋法条約 (UNCLOS) に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化

21世紀における海洋をめぐる情勢

- 人間社会は**海洋への依存**を強めている。
- 国際的空間である**海洋における秩序形成と持続可能な開発利用**の取組みが**グローバルなスケール**で進められている。
- **海洋をめぐる**て**各国間の競争と協調**が展開されている。
- [Think global, act local](#)
- 各国の**海洋力**が問われている。





2007年 海洋基本法成立

- 第1章 総則

- < 目的 >

この法律は、…海に囲まれた我が国において、**海洋法に関する国際連合条約**その他の国際約束に基づき、並びに**海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組**の中で、わが国が**国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現**することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、**基本理念**を定め、…**海洋に関する基本的な計画の策定その他の海洋に関する施策の基本となる事項**を定めるとともに、**総合海洋政策本部を設置**することにより、**海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進**し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図る…ことを目的とする。

- < 基本理念 > etc

- 第2章 海洋基本計画
- 第3章 基本的施策
- 第4章 総合海洋政策本部
- 附則

海洋基本法の基本理念と基本的施策

< 基本理念 >

- 海洋の開発・利用と海洋環境保全との調和
- 海洋の安全の確保
- 海洋に関する科学的知見の充実
- 海洋産業の健全な発展
- 海洋の総合的管理
- 海洋に関する国際的協調

< 基本的施策 >

- 海洋資源の開発及び利用の推進 / 海洋環境の保全等 / 排他的経済水域等の開発等の推進 / 海上輸送の確保 / 海洋の安全の確保 / 海洋調査の推進 / 海洋科学技術に関する研究開発の推進等 / 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 / 沿岸域の総合的管理 / 離島の保全等 / 国際的な連携の確保及び国際競争力の推進 / 海洋に関する国民の理解の増進等

海洋基本計画の策定(16条)

政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画(以下「**海洋基本計画**」という。)を定めなければならない。

2 海洋基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 海洋に関する施策についての**基本的な方針**

二 海洋に関する施策に関し、政府が**総合的かつ計画的に講ずべき施策**

三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、海洋基本計画の案につき**閣議の決定**を求めなければならない。

5 政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね**5年ごとに、海洋基本計画の見直し**を行い、必要な変更を加えるものとする。

7 政府は、海洋基本計画について、(中略)その**円滑な実施に必要な措置を講ずる**よう努めなければならない。

海洋基本法制定後の動き

- 領海等における外国船舶の航行に関する法律 2008.3・海上運送法の一部改正 2008.6
- 大陸棚限界委員会に我が国大陸棚の延長を申請 2008.11
- 海洋エネルギー・鉱物資源開発計画 2009.3
- 海賊行為の処罰および海賊行為への対処に関する法律 2009.6
- 海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針 2009.12
- 海洋情報クリアリングハウスの運用開始 2010.3
- 低潮線保全法2010.5・貨物検査特別措置法 2010.5・低潮線保全基本計画 2010.7
- EEZ等における鉱物の探査・科学的調査に関する今後の対応方針 2011.3
- 海洋生物多様性保全戦略 2011.3
- 我が国における海洋保護区の設定のあり方 2011.5
- 鉱業法の一部を改正する等の法律 2011.7 (2012.1施行)
- 我が国の大陸棚延長申請に関する大陸棚限界委員会の勧告受領2012.4
- 海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針2012.5
- **わが国の北極政策 2015.10**
- **有人国境離島特別措置法 2016.4 (2017.4施行)**

第2期海洋基本計画改定の際の主な論点

1. 「海洋資源(海洋再生可能エネルギー、海洋エネルギー・鉱物資源等)の開発」「海洋産業の振興」「人材の育成と技術力の強化」が、3点セットで議論された。
2. 東日本大震災への対応・復旧・復興とその教訓を踏まえた対策が、「海洋の安全の確保」だけでなく、多くの基本的施策の中で議論された。
3. 我が国の海域・沿岸域の総合的管理に必要な法的・制度的基盤の整備と必要な海洋施策を適時適切に企画立案・実行していく推進体制の整備・強化が議論された。

第2期海洋基本計画

2013.4閣議決定

第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針

2 本計画において**重点的に推進すべき取組**

- (1) 海洋産業の振興と創出
- (2) 海洋の安全の確保
- (3) 海洋調査の推進、海洋情報の一元化と公開
- (4) 人材の育成と技術力の強化
- (5) 海域の総合的と持続可能な開発
- (6) その他重点的に推進すべき取組
 - ア 東日本大震災を踏まえた防災・環境対策
 - イ 気候変動がもたらす北極海の変化に対する取組

第2期海洋基本計画

2013.4閣議決定

第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針

2 本計画における施策の方向性

(1) 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全と調和

- **海洋エネルギー・鉱物資源の開発**: 事業化のための開発・研究を強化する段階、我が国周辺海域の資源ポテンシャル把握のための技術開発と広域科学調査・資源探査の継続的实施、生産に向けた技術開発を集中的実施
- **海洋再生可能エネルギーの利用促進**: 「今後の取り組み方針」に基づき、様々な分野の関係者が相互に連携・協力して、実用化に向けた技術開発の加速や事業化を促進、地域協調・漁業協調を基本とした社会的受容性向上に向けた取り組み推進
- **水産資源の開発利用**: 我が国のEEZや国際的な水産資源管理を推進
- **海洋環境の保全**: 国際協調を図りつつ主導的立場で海洋生物多様性の保全、気候変動、海洋酸性化対策など各種取り組みを推進

(4) 海洋産業の健全な発展

- 海洋産業創出の観点から、海洋再生可能エネルギー利用に係る発電事業産業化や、世界的な拡大が見込まれる海洋エネルギー・鉱物資源開発、海洋構造物・プラントに関する産業等の創出に向けた取り組み推進
- 海洋情報を活用した産業、未利用バイオマスやユニークな機能を活用した海洋バイオなどについても、産業化に向けた研究開発及び技術開発推進
- 海洋再生可能エネルギーや海洋エネルギー・鉱物資源等のグローバルなマーケットに進出し、官民一体となって海外の海洋開発プロジェクトに日本企業が参画するための政策支援や環境整備。等

第2期海洋基本計画

2013.4閣議決定

第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針

2 本計画における施策の方向性

(4) 海洋の総合的管理

- ・ 領海及び排他的経済水域等の管理については、国際法上、わが国が行使し得る権利がこれらの海域では異なることから、それぞれの特性を踏まえた管理の枠組について、必要に応じ法整備も含め、検討
- ・ 200海里を超える大陸棚については、大陸棚限界委員会の勧告内容を踏まえ、勧告が先送りされた海域について早期に勧告が行われるよう引き続き努力するなど、大陸棚の限界の設定に向けた対応を適切に推進
- ・ 沿岸域の総合的管理については、それぞれの特性に応じた海域の利用が行われていること等を留意したうえで、国、地方公共団体等が連携して各課題に対処し、陸域と一体となった沿岸域の管理を促進
- ・ 離島の保全、管理等については、(略)我が国の領海、排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島の安定的な保全、管理等を重点的に推進するとともに、「低潮線保全基本計画」に基づき低潮線及びその周辺を保全。等

海洋基本計画

第2部 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 排他的経済水域等の開発等の推進

(3)排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備

(前略)、管理の目的や方策、取組み体制やスケジュール等を定めた海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定する。当該方針に基づき、総合海洋政策本部において、海洋権益の保全、開発等と環境保全の調和、利用が重複する場合の円滑な調整手法の構築、海洋調査の推進や海洋情報の一元化・公開等の観点で総合的に勘案しながら、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める。

9 沿岸域の総合的管理 (1)沿岸域の総合的管理の推進

「沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため、関係者の共通認識の醸成を図りつつ、各地域の自主性の下、多様な主体の参画と連携、協働により、各地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進することとし、地域の計画構築に取り組む地方を支援する。」

第3期海洋基本計画に向けての検討課題

1. EEZ・大陸棚の開発・利用・保全・管理



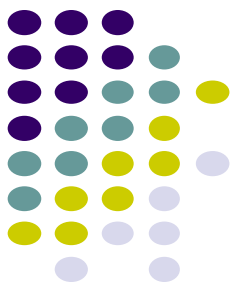
21世紀のわが国が、持続可能な発展を続けていくために、国際・国内のニーズに応じて世界で6番目に広大なわが国のEEZの海洋資源や空間を有効に活用していくことが重要な課題である。そのためにEEZ・大陸棚の総合的な管理に関する法制(以下「管理法制」)を整備して、わが国の海域の権益を確保するとともに、海洋の開発・利用・保全・管理の仕組みを明らかにして、海洋産業の参入を容易にする。

管理法制には、基本理念、国の責務、基本方針、海域特性に応じた海域ごとの海域計画の策定、特別海域の指定及び特別海域計画の策定、海洋構造物の設置許可、環境影響評価、調査の推進及び情報の一元的管理、海洋の科学的調査の許可などを定める。

海洋政策研究財団「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理に関する法制の整備についての提言」(平成23年6月)、「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な開発、利用、保全等に関する提言」(平成26年3月)参照

< 関連事項 >

EEZ・大陸棚の管理のための船艇・航空機等の整備・能力向上や、人工衛星等を利用した洋上広域監視体制の構築・強化を図る。



2. 陸域・海域を一体的にとらえた沿岸域の総合的管理の推進

わが国の長い海岸線に沿って発達してきた地方社会は、近年、過疎化・高齢化の波に洗われ、さらに、平成の大合併による市町村の広域化に伴う自治共同体機能の低下が懸念されている。

これらに対処するには、「自然的社会的条件からみて一体的に施策が講じられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、... 措置が総合的に講ぜられることによりは適切に管理されるよう必要な措置を講じる」と定める海洋基本法の「沿岸域の総合的管理」の活用が重要である。

このため、国際法上は内水である閉鎖性の内湾、島の間の内海など、自然的社会的条件から見て一体的に施策を講じる必要がある海域を市町村及び都道府県の行政区域に編入する。

地方社会における過疎化・高齢化の進展、平成の大合併による市町村の広域化に伴う自治共同体機能の低下に対処するため、国の「指針」に基づき、地方公共団体が中心となって事業者・住民等の関係者が参加する「沿岸域管理協議会」を設置し、「沿岸域総合管理計画」を策定して沿岸域の総合的管理に取り組む場合には、その地方公共団体に国が技術的・財政的支援を行う「総合沿岸域管理制度」を導入する。

ご清聴ありがとうございました

日本海洋政策学会副会長・笹川平和財団海洋政策研究所長

寺島紘士